

一般廃棄物搬入申請書兼承認書

年 月 日

湖北広域行政事務センター
管理者 あて

一般廃棄物をセンターの指定するクリスタルプラザ・クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ搬入したいので、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 (事業系は事業所名)	住所: ☐ 長浜市 ☐ 米原市 ☐ 番地	
	氏名:	
	電話番号:	
ごみの出た場所	☐ 同上 ※上と同じであれば記入不要	
	住所: ☐ 長浜市 ☐ 米原市 ☐ 番地	
	氏名:	
申請者住所とごみの出た場所の住所が異なる理由	☐ 住所変更中 ☐ 親族のごみの持込 ☐ その他 () ※ごみの発生場所がわかる書類を持参ください。 例 公共料金通知、自宅宛ての郵便物等	
ごみの区分と種類	☐ 家庭系 ☐ 事業系 ※クリーンプラントでは事業系ごみの受入は行っていません。	
	☐ 可燃ごみ ☐ 不燃ごみ ☐ 粗大ごみ ☐ 資源ごみ	
搬入場所	☐ クリスタルプラザ	
	☐ クリーンプラント ※第4日曜日(12月を除く)と12/29・30の搬入は事前予約(☎0749-74-1300)が必要です。 ※木之本・余呉・西浅井地域のごみは搬入できません。	
	☐ 伊香クリーンプラザ ※木之本・余呉・西浅井地域のごみに限ります。	
搬入車両	☐ 普通車 ☐ 軽自動車 ☐ 軽トラック ☐ トラック (t車) ☐ その他 ()	
	車両登録番号: ☐ 滋賀 ☐	
1 処理手数料は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第19条に規定する料金とします。 2 個人情報、当センター一般廃棄物処理業務のみに利用し、それ以外の目的には利用しません。 3 <u>ごみの発生場所及び本人確認の為、本人確認資料(家庭系の場合:免許証、健康保険証等/事業系の場合:社員証、名刺等)の提示をお願いします。</u> 4 本人確認ができない場合などは搬入をお断りします。		

【受付者記入欄】

本人確認	☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ 社員証 ☐ 名刺 ☐ 公共料金通知 ☐ 郵便物 ☐ その他 ()		
承認の可否	承認 ・ 不承認		承認者
その他	☐ 長浜 ☐ 米原	☐ 家庭 ☐ 事業所	☐ 可燃ごみ ☐ 剪定枝 ☐ 不燃ごみ ☐ 指定袋 ☐ 粗大ごみ ☐ 資源ごみ